

会 議 録

会 議 名	令和7年度第3回東松山市環境審議会					
開 催 日 時	令和8年2月17日（火）			開 会	午前10時00分	
				閉 会	午前11時30分	
開 催 場 所	東松山市総合会館3階301会議室					
会 議 次 第	1 開 会 2 あいさつ 3 議 題 （1）第3次東松山市環境基本計画の見直しについて （2）東松山市ごみ処理基本計画の見直しについて 4 閉 会					
公開・非公開の別	公 開		傍 聴 者 数		1 人	
非公開の理由 （非公開の場合）						
委員出欠状況	会 長	中村 年春	出席	委 員	中田 幸昌	出席
	副会長	高松 治	出席	委 員	金子 恒雄	出席
	委 員	安部 智子	出席	委 員	小山 正人	出席
	委 員	井ヶ田 幸生	出席	委 員	亀井 八須司	出席
	委 員	荒井 和子	出席	委 員	利根川 清久	出席
	委 員	斉藤 幸市	出席	委 員	高木 嘉彦	出席
	委 員	大塚 信孝	欠席			
事 務 局	環境産業部長 江口 功一			環境産業部次長 加藤 充		
	環境政策課長 森 博史			廃棄物対策課長 山本 正史		
	クリーンセンター所長 成川 忠男			クリーンセンター副所長 金子 昭宏		
	環境政策課副課長 高木 啓至			廃棄物対策課主幹 新村 久徳		
	廃棄物対策課主査 三村 めぐみ			環境政策課主査 関口 善行		
	環境政策課主任 北原 大輔			環境政策課主任 中山 亮平		

次 第	発言者	概 要
1 開 会	事務局	定刻となり、開会を宣言する。
2 挨 拶	中村会長	中村会長から挨拶があった。
	事務局	<p>本日欠席の委員（大塚 信孝委員、以上1名）の報告と、委員の出席状況（13名中、12名の委員が出席）について確認があり、本審議会は、東松山市環境審議会条例（以下「条例」という。）第6条第2項の規定により成立している旨の報告があった。</p> <p>以後、議事の進行については、条例第5条第2項の規定により中村会長が行う旨の説明があり、中村会長が議長となって議事を進行した。</p>
	議 長	<p>最初に、議長が「東松山市審議会等の公開に関する要綱」（以下「要綱」という。）第8条第1項の規定に基づき、本審議会における会議録の署名委員に中田 幸昌委員、利根川 清久委員の2名を指名した。</p> <p>次に、議長は、要綱第3条第1項の規定により、「会議の公開・非公開」について会議に諮った結果、会議を公開とすることに異議がなく、公開とすることが決定したので、傍聴希望者の有無について事務局に確認した。</p>
	事務局	事務局から、本会議の傍聴希望者が1名いるとの報告があった。
	議 長	<p>事務局からの報告を受けて、議長が本会議の傍聴希望者が1名いることと、1名の者の傍聴及び会議室への入室の可否について、会議に諮ったところ、異議がなかったので、傍聴を許可し、入室を認めた。</p> <p>（傍聴希望者1名が入室し、着席する。）</p>

	議長	議長は、傍聴人に対し傍聴人要領に遵い、静粛に傍聴するよう注意を促した。
3 議 題	議長	(1) 第3次東松山市環境基本計画の見直しについて それでは、ここから議題の審議に入ることとする。 初めに、議題(1)「第3次東松山市環境基本計画の見直しについて」、まずは事務局から、委員からの指摘の反映、パブリックコメントの結果について説明してください。
	事務局	事務局から、第3次東松山市環境基本計画の見直しについて、修正箇所などの説明があった。また、パブリックコメントの結果、市民からの意見が1件も無かったことを報告した。
	議長	ただいま事務局から説明があり、パブリックコメントを実施した結果、残念ながら市民からの意見提出が1件も無かったということである。最近、環境政策とか、環境問題に対して、市民の関心の度合いが非常に高まっている中で、意見が1件も出なかったことを、事務局はどのように捉えているか。
	事務局	今回は、新規策定ではなく、中間見直しであったことから、市民の関心が低かったのではないかと考えている。
	議長	ただいまの説明も含めて、この基本計画の見直し全体について、委員からご意見を頂戴したいと思う。
	小山委員	パブリックコメントは、どのような形で市民の方に実施していることを周知しているのか。
	事務局	ホームページ及び広報紙、7箇所の市民活動センター、図書館などで周知をした。

小山委員	それでも意見が出ないのは、市民が気づいてないのではないかと思うのですが、周知の方法については検討をしないのか。
事務局	他課も同様の手法で実施しているため、今のところ見直しは考えていない。
事務局	パブリックコメントを実施すると、少しは意見が出てくるはずだが、今回については、関心が薄かったということがあると思う。今後、できるだけ市民の関心を引き起こせるように、SNS等を使って、対応していきたいと考えている。
議長	計画の内容についてのご意見はありませんか。
高木委員	58 ページに、アライグマ防除実施計画に基づく従事者証交付人数を増やすとあるが、具体的にどのように従事者を増やしていこうと考えているかを聞かせてほしい。
事務局	埼玉県で実施している、アライグマ捕獲等従事者研修会について、市のホームページで周知をしている。
高木委員	実際のところ、従事者数は増えているのか。
事務局	現在 80 名ほどの登録者がいる。
事務局	市では、アライグマ被害にあった人に対して、箱罍の貸し出しをしている。その際に、各家庭を回る中で、講習を受ければ自分で罍を設置することができると周知をしている。現場でのアナウンスやホームページ等による周知などによって、指標を達成していきたいと考えている。
井ヶ田委員	現在、県では、アライグマ従事者研修を定員 80 名で年 2 回実施しているが、それを年 3 回実施する方向で動いて

		<p>いる。また、殺処分を実施する施設への炭酸ガス代の補助についても検討している。</p>
	議長	<p>アライグマ被害対策が進展しそうで良かった。</p>
	小山委員	<p>東松山市内で実施された従事者研修会の2回のうち1回に出席をしたが、ほぼ満員だったので、講習会の回数を増やせば人は集まると思う。あと、殺処分についても市町村は苦慮しているので、何とか県と市で解決できるようにしてほしい。</p>
	議長	<p>アライグマを捕獲しても、その後の処分に手間が掛かるため、今後何か良い方法がないか、県とも協議して進めていただきたい。</p>
	金子委員	<p>58 ページの成果指標で、本市の自然環境について良いと思う人の割合を増やすという項目がある。その割合を現状の 64.5%から 73%まで増やすということで、高い目標になると思うが、どのように考えて設定したのか。</p>
	議長	<p>目標設定を高くするというのは決して悪いことではなく、それは目標の達成に向けて努力をしていくという意味の表明でもあるから、高い目標を掲げていることは評価して良いと思う。そこで、問題となるのが、本来は目標に到達するために、具体的にどのような施策を実施していくかである。それがまだ具体化していないということであっても、ある程度何か考えがあると思うので、その点をお聞きしたいということか。</p>
	金子委員	<p>質問の意味は、アンケートの結果は、設問内容によって変わるので、今まではどういう項目で実施して、以降はこういう項目にしたいというようなことがあればと思って聞いたので、今すぐ具体的な回答を求めているわけではない。</p>

	事務局	<p>こちらの指標については、市民意識調査の設問内容が資料に記載のとおり文面となっていて、市民の方が感じる場所に委ねている。しかし、市としては、環境基本計画で定めた施策を実施していく中で、市民の心を動かして、自然環境について良いと思う人の割合を増やすことに繋がれば、と考えている。</p>
	議長	<p>なかなか難しい問題である。一般に、良いか悪いかと尋ねられると、悪いとは回答しづらく、普通は良いか、あるいはどちらとも言えない、を選んでしまう。また、自然環境が良いか悪いかというのは、かなり人によって捉え方が違うと思うので、アライグマの捕獲頭数のように明快に回答が出るものではないと思う。</p>
	中田委員	<p>土地の不動産取引は、民間のやり取りになるので、我々がどうこう言うことではないが、最近、工業団地の空き地に、産業廃棄物処理関係の施設みたいなものが、候補として出てきて、問題を起こしている。例えば、解体工事業一つを取ってみても、安かろうという事業者がどんどんやってきては、構わず水道管2ヶ所を損傷する、色々なものを平気で垂れ流すなど、これまでには到底考えられないような事象が起きている。これまで、建物を建てる前には、消防や警察への届け出などに関して相当厳しい制約があって、その中で認可を受けてきた。しかし、結果としてみると、防音や振動などの部分で、意外とそれをすり抜けて問題を惹き起こしている。とくに環境問題に関して近隣とのトラブルを含めて、いろいろな問題を起こしている会社がある。これから工業団地事業者としても、いろいろな責任を負っていくときに、環境にかかわらず、行政と一緒にあって、厳しいチェックをしていかないと、環境問題が曖昧になってしまうのが大変気懸りである。そもそも、私のところに太陽光パネルを粉砕する工場を建てて良いかと聞かれても、いや、それはこっちに聞く話ではないだろうと、</p>

	<p>議長</p>	<p>本当にその事業のことを理解して工場を建設しようとしているのかという疑問がある。環境問題への対応は、良いことは多くあるが、一方でその裏側を見ると、責任を持った形で実施しないと、別の問題が起きるといふ不安な部分もある。</p> <p>ただいまの中田委員のご意見を伺っていると、先日ニュースでやっていた坂戸市の事例が想起される。</p> <p>廃棄物の焼却処分施設、埋設処分施設等の建設に関しては、廃棄物処理法で設置の許認可は知事が行うことになっている。しかし、中間処理をするという名目で施設を造る場合には、チェックするのは建築基準法、条例等に従って基礎自治体であり、その判断如何に懸ってくるかと思う。すべての基礎自治体にそれに対応できる行政能力が備わっているか否かは別として、自治体にとっては、これは環境政策の大きな範疇に入ってくるが、そういう事例はあんまり上がってきていませんか。</p>
	<p>井ヶ田委員</p>	<p>産業廃棄物のことに関しては、県が事務を所管しており、県の方で指導をする形になる。先ほど話があった坂戸市の事案については、排出事業者から処分を引き受ける際に、廃棄物として出さずに、有価物として出しているのので、規制に引っかからなかった。法的な問題があるというところで、報道機関には話をしている状況である。元々放置されている廃棄物については、県の方で指導しているが、主たる人物が、今刑務所に収監されているという状況があり、なかなか進まないという問題が現にある。</p>
	<p>中田委員</p>	<p>過去に滑川町の方で、ごみ焼却中間処分場ができたときに、粉碎機を入れて、届出は必要でそれは行っていたが、届出たものと違い、騒音と振動が大きく、隣接する精密機械を製作している会社が、あまりの振動で、製品を造れないというトラブルが起こった。そのときは、町も入れて、協定を締結して漸く落ち着いてはきた。しかし、環境とい</p>

		<p>う分野に限ってみてみると、なかなかフアジーな部分も多くて、実際に設置された施設設備が本当に届出通りのものかどうかのチェックが難しい。</p>
	井ヶ田委員	<p>許可が必要なものであれば、我々の方で実際に設置する前に確認をするということは行うが、許可を要しないようなものもあり、そうなった場合は、なかなかチェックが効かないことがある。</p>
	議長	<p>悩ましい問題である。長いこと大学で環境法、環境政策などの講義も担当してきたので、そういったことには非常に関心がある。法規制に不備があって、どこかに抜け道があったり、あるいは法の盲点について、一部の悪質な事業者がそれをよいことに違法まがいの操業を行っているとするれば、それは由々しき問題である。そのようなことが現に産業界で起こっているとすれば、本来は国がきちんとチェックを行って、法整備をし、取り締まっていくということが必要となる。これらの問題が深刻化してきたら、自治体任せ、関係者任せというわけにはいかないだろうと思う。増してや環境汚染、環境被害が発生し、それが広範囲に及んで住民生活に影響を及ぼすようになってくると、そのまま放置はできない。その辺りをしっかりと念頭に置いて、今後対応していくことが求められると思う。</p>
	高松委員	<p>私の方から、全般的な話と細かい話をしたいと思う。まず全般的な話として、冒頭にあった、パブリックコメントに対して市民の意見が無かったということについては、決して好ましい話ではない。先ほど小山委員が周知の問題について話していたが、周知の問題と、おそらく関心度の低さの問題の両方があると思う。そういう現状の中で、58ページの評価問題、あるいは市民意識の問題という議論も、周知の問題や市民の関心が低い中で、環境への市民意識を高めるというのは非常に難しいと思う。周知や関心を高める努力が不足しているからこういう事態になってい</p>

	<p>議 長</p>	<p>と思うので、何か方法は考えないといけない。審議会として、そこは意見を出さないとまずいかなと思う。</p> <p>それと、冒頭にパブリックコメントを出した後なので、内容に係る訂正はできないという話があった。常識的にはそうかもしれないが、ファクト上問題があれば、そこを改めておかないと、誤ったまま公表するほうが問題になる。また、今回出た意見は、今は内容の訂正できないにしても、次期計画策定時に、それを踏まえるべきかどうかという議論をしないと、このような会議を開いている意味が全くないと思う。4月に公表予定であるため、私はまだ訂正をして良いと思っている。</p> <p>次に、細かい話になるが、9ページに、気温上昇率が100年間で2.9度という表記がある。一方で、59ページの下の方には、世界平均気温をプラス2度未満に抑えると記載があり、2度というのが大き基準になっていると思う。そのように考えると、数値として2.9度は、ちょっと高いような気がする。熊谷地方気象台の資料を見てみると、2.14度から2.19度と書いてあるため、もしかしたら2.9度というのは、2.19度の間違いではないかと思った。ここは一度確認して、違っていれば数値を直す必要がある。そのような箇所が実は他にもあるが、訂正するかどうかは事務局の判断に委ねる。</p> <p>パブリックコメントを実施した後に、それを踏まえて、内容に所要の修正を施して計画の最終案を策定し、公表した後であれば、その後の内容修正ができないというのは、理解できる。ただ、高松委員のご意見にあったように、明らかに数値が間違っている、または齟齬がある、もしくはその蓋然性が高いなど、不確かな部分については、再度チェックをして、修正が可能である限りは、修正を施すべきである。内容の骨格を変えるわけではなく、部分的な修正であれば、修正で対応をする。時間的に修正が困難であるという場合には、訂正表を差し込むなどの対応が必要となる。審議会としてどのように判断すると問われたならば、</p>
--	------------	---

	<p>小山委員</p>	<p>少なくとも会長としては、当然そのような対応をとってくださいと言わざるを得ない。4月に公表する前に、もう一度数値等に誤りがないかどうか、チェックをすることと、もう一回全体を推敲してみて、市民が手に取って見たときに判読できるように、読んで解りづらいという部分があれば、修正をお願いしたい。</p> <p>53 ページの豊かな緑や農地の保全、一番下の欄のところに、森林伐採を伴う環境へ影響を及ぼす太陽光発電施設設置の抑制とあるが、昨年ぐらいから、系統用蓄電池という問題が出てきている。昨年、嵐山の千手堂というところで、蓄電池や太陽光パネルの設置事業が起こり、住民の大反対が起こって事業は中止になった。ところが、また新たに別の蓄電池事業が入るという状態があり、数日前には鳩山、都幾川で系統用蓄電池のことで相談があるなど、次々と近隣の市町村で事業が始まっているようなので、太陽光パネルと同様に、今後、系統用蓄電池の問題についても対応していく必要があると思う。蓄電池の場合は、太陽光パネルと違って熱を持って火災を起こして、水で消せないという問題や、常に冷やす必要があり、冷却に関わる低周波騒音など、健康被害があるとのことなので、太陽光パネル以上に問題になってくると思う。増えている理由が、東京都の補助金で、近隣の県に蓄電池を設置して東京で使うという事業に、補助金が出ているという状況があるので、今後、市の方でも研究してほしい。</p>
	<p>議長</p>	<p>皆様は、環境問題に関心の深い方々だからご存知だと思うが、ウィンドファームやメガソーラーなどの傍に系統用蓄電池を設置するは、次のような理由がある。電力会社は、風力発電や太陽光発電で発電した小電力を直に送電線へ流すと、電圧が変動して不安定になるので、非常に嫌がる。したがって、メガソーラーとかウィンドファームとかも、直接送電線に連系するのではなく、傍らに蓄電池を設置して、いったんそこに電気を貯めて、常に一定量をコンスタ</p>

		<p>ントに送電しないと、おそらく電力会社がすんなりと系統を認めてくれない。買電の条件に系統用蓄電池の設置が義務化されている可能性もあり得る。したがって、メガソーラーやウィンドファームがあちこちに建設されると、当然に系統用蓄電池もその近くに設置しなければならなくなって、そのような問題が浮上していると思う。私も系統用蓄電池にどのような問題があるのか熟知していなかったが、大型蓄電池の設置数も相当数増えてくると、それは地域住民にとっては非常に大きな生活上の不安材料となり、問題である。家庭用の小型蓄電池とは比較できないので、その点について、これからどのように対応していくのが良いか、小山委員に何か妙案がありますか。</p>
小山委員	議 長	<p>系統用蓄電池の設置に関しても条例に組み込んで、説明会を開いて合意形成を図るような仕組みを採用している自治体が、何件かありますので、来年度以降、東松山市でも条例に組み込むことが必要ではないかと思う。</p>
事務局	議 長	<p>市の方としては何か考えているか。</p>
事務局	事務局	<p>来年度に太陽光条例の改正を考えている中で、系統用蓄電池についても調査研究をしている。</p>
小山委員	小山委員	<p>2月5日に、東松山市農業振興対策協議会に傍聴に行ったが、そこで耕作放棄地の話があった。ベテランの農業者から、新たに農業へ参画してくれる若い人がいないため、次々と水田が無くなり、耕作放棄地になってしまうという問題があり、10年後にはほとんど人がいなくなるのではないかという話があった。その問題について、原因は、まず一つは後継者がいないこと、米を作っても、5年10年先の所得が保障されていないこと、もう一つは水稻耕作するには、機械の値段が高く購入できないことである。問題が何かというのは分かっている。問題は、それをどのようにしたら解決できるかということであり、今後、市、県、</p>

	議 長	<p>国、市民とが一緒になって考えていかなければならないと思った。そこで、市の方でもこのことを計画に組み込んでほしいと思う。</p> <p>1時間ほどこのテーマで議論してきました。他に皆様から特段ご意見がないようであれば、議題（１）「第３次東松山市環境基本計画の見直しについて」の審議は、ここまでする。</p> <p>では、次に議題（２）「東松山市ごみ処理基本計画の見直しについて」の審議に入ることとする。</p> <p>（２）東松山市ごみ処理基本計画の見直しについて</p>
	議 長	<p>次に、議題（２）「東松山市ごみ処理基本計画の見直しについて」、まずは事務局から、委員からの指摘の反映、パブリックコメントの結果について説明してください。</p>
	事務局	<p>事務局から、東松山市ごみ処理基本計画の見直しについての修正箇所などについて、説明があった。</p> <p>パブリックコメントの結果、市民からの意見が１件も無かったことを報告した。ただし、意見募集の期間外に、メールでの意見提出があったことの報告があった。</p>
	議 長	<p>事務局からの説明に対して、委員から意見等を求めた。</p> <p>パブリックコメントに関しては、こちらについても、残念ながらパブリックコメント期間中の意見の提出は、なかったということである。</p> <p>それはそれとして、東松山市においては、新たなごみ処理施設の設置に関して検討委員会による整備計画策定の作業が進行しており、その過程で当初計画を見直し、市単独処理から広域処理へ舵を切っている。それら点も含め、このごみ処理基本計画自体も、場合によっては大幅見直しを迫られる可能性もあり、この見直しに関しても、様々ご意見があるのではないかと考えている。</p>

	<p>小山委員</p>	<p>ご意見のある方は、発言してほしい。</p>
	<p>事務局</p>	<p>新ごみ処理施設の検討委員会を1月7日に傍聴してきたが、次回が3月26日に実施予定ということであった。ただし、そこでの候補地の議論については、非公開で行うという話があった。では、候補地を決める過程は、どこまで非公開となるのか、その点を教えてほしい。</p>
	<p>議長</p>	<p>候補地については、基本的には全面非公開となる。候補地選定のための細かい基準については、ある程度公開されるが、最終的にその基準に沿って決まった候補地については、非公開と考えている。</p> <p>ただいまの説明、誤解されるといけないので、候補地が決まればそれは公表される。ただし、候補地を選定している段階で公表されてしまうと、様々な問題が発生してくるので、その点を委員会の委員も相当気にしている。当初は、別に公表しても差し支えないのではないかという意見もあったが、委員長から、公表してしまうと、土地の買収にあたって、事前の土地買い占めの発生、候補地なのに既に住民の反対運動が起きたりもするので、確定するまで公表は控えた方が良いでしょうというのが、委員長の考えであった。現にそのような事態は、全国でも例があるので暫くは公表を控え、もう確定して決まったら速やかに市民に公表し、そこに至った経緯等についても公表する。確定するまでは、あまり公表してしまうと、様々な問題が発生する恐れがあるので、その点は少し慎重に進めたいというのが、委員会としての考え方だったと思う。候補地について、市民も早く知りたいという気持ちは理解できるが、新施設の整備計画を円滑に推進するために、ある程度候補地が確定するまでは公表できないということである。</p>
	<p>小山委員</p>	<p>候補地が判ってしまうと、買収されてしまう可能性があるという話は、市で買い取るまでは公表しないということか。</p>

	議長	<p>同種の事業を推進するにあたって、事業者等による事前の土地買占めや地権者等に対する買収工作、占有などが行われた事例は、過去に全国で多く確認されている。もちろん、最終候補地が確定すれば、そこにはある程度規制をかけることは可能だと思うので、不当な買占め等は抑えられるだろうが、その前に建設予定地が分かってしまうと、やはり当該地や周囲の土地買占めが発生したり、土地占有が発生したりと、計画の予算内で事業を進められなくなってしまっておそれが生じる。土地の買収費、施設設備等の建設費その他経費など、多額の事業費を要する新ごみ処理施設の整備計画であり、財政上の負担を考慮すると、慎重に事を進めなければならないという判断だと思う。</p>
	小山委員	<p>私が考えていたのは、次のようなことである。</p> <p>従来の環境アセスメントは、場所が決まった後に、影響の調査などに重点を置いてアセスメントを実施する。しかし、ごみ焼却場みたいな問題は、どのような方針で、どんな場所が最も環境影響負荷が少ないかを、計画の段階から企画、複数検討して行う戦略的環境アセスメントが必要ではないかと思ったので、候補地確定までは公表しないというのは疑問に思った。</p> <p>日本ではそれほど普及はしていないが、計画の早い段階でアセスメントを行うことが、問題を解決するのに一番いい方法だと私は思っている。合意形成を円滑に進めるうえで、複数の案から環境影響等を多角的に比較評価して、この場所が一番良いという、科学的な根拠を持って市民に示すためにも、戦略的環境アセスメントを実施してほしいと考えて意見した。</p>
	事務局	<p>先日の委員会の意見では、新ごみ処理施設の建設工事については、施設規模の問題、立地の場所など、いろいろ検討する中で、環境の問題も当然配慮しなければならないが、基準の中での考慮であり、戦略的環境アセスメントは、</p>

		<p>今の段階では考えていない。環境審議会において委員から、そのような意見があったことを、検討委員会へ伝えたいと思う。</p> <p>小山委員 もう一点、ごみ処理場は 200 t 以下の規模だと、生活環境の影響評価しかならないと思うが、自然豊かな東松山のようなどころでは、規模が小さくても、自然環境への影響評価も必要だと思うので、ぜひ戦略的環境アセスメントを実施する方向で考えていただきたい。</p> <p>事務局 ご意見として承り、検討委員会へ伝えたいと思う。</p> <p>議 長 検討委員会に対し、環境審議会で戦略的環境アセスメントを実施すべきであるといった意見があったことをぜひ伝えてください。</p> <p> あまり公表はされていないが、日本でも環境保全地域での開発行為や大規模な施設等の建設にあたって戦略的環境アセスメントが実施されているケースはある。</p> <p> これからは、一定規模以上の開発行為や建築物、施設設備等の建設にあたって、戦略的環境アセスメントの実施は必要である。検討委員会の中でも、単に住民の生活環境だけではなく、社会環境、自然環境、周辺の土地利用などにも配慮しなければいけないという雰囲気はあるので、いずれそのような意見が出てくるのではないかと思っている。</p> <p> 事業主体（事業者等）に対して戦略的な環境影響評価の実施を義務づけるには、法律による規制も必要であるが、最も大事なものは、国民の意識であり、市民意識、住民意識の問題であると思う。1991 年 1 月に環境政策、原子力政策、消費者政策等の調査・視察で 10 日間ほどスウェーデンに行ってきた。チェリノブイリ原子力発電所の事故があって、スウェーデンでは 1986 年に国民投票を行って原子力発電所の全廃を決定した。それから 5 年ほど経ったので新たな動きが出ているだろうという想定で原子力発電所、放射性廃棄物の中間処理施設、産業廃棄物処理施設、ごみ</p>
--	--	--

		<p>焼却施設などの視察・ヒアリング調査と、首都ストックホルムの北方にオスカスハムンという所があり、そこに高レベル放射性廃棄物地下埋設貯蔵の調査実験施設があるのでその視察などが主たる目的であった。この視察・調査で最も強く印象に残ったのは、国の原子力政策、環境政策等に対する国民の意識であった。例えば、放射性廃棄物の中間処理施設だとか、埋設処分場などの設置受入れについて市民に聞いてみたところ、市民から返ってきた答えは、われわれが国の政策を受け入れた以上は、どこかでそれを処分しなければならない。国がこの場所が適地だと決めて処分場を造るということであれば、われわれとしては当然受け入れざるを得ない、受け入れるべきだというふうに考えているであった。これは、産業廃棄物や一般廃棄物の処理施設についても同様であった。その根底にあったのは、一つは国・自治体の行政に対する信頼感、もう一つは政策として国民も受け入れた以上はそれらに協力しなければいけないという意識を持っていることである。</p> <p>たまたま私が遭遇した経験は、スウェーデンの事例であったが、日本ではまだそこまでの市民意識の醸成ができていないのではないかと。それが良いとか悪いとか、住民の行為を非難するという意味ではなく、根底にあるのは、国や自治体に対する住民の信頼感の問題だと思っている。日本社会では、行政に対する信頼感がまだそこまで醸成されていないので、廃棄物処理施設の建設候補地になったというだけで、ごみ焼却場が来る、ここには来てほしくない、他に持って行ってほしいとなってしまふ。ときには激しい反対運動が起こるといふ現象も、これまでには見られた。しかし、今の日本社会では、住民だけを責められない。住民の意向を無視するといふのではなく、慎重に事を進める必要があるといふのが、検討委員会の考え方であろうと思っている。</p> <p>高松委員 戦略的環境アセスメントの話題で、先ほど会長から市民の意識が醸成されてない、行政との信頼関係ができていな</p>
--	--	---

	<p>いという話があり、まだ欧米に比べて市民の意識が成熟してないという話もあった。では、このままで成熟するかというと、批判するわけではないが、行政の取組みに、市民はずっと置いてきぼりになってきた。だから、市民教育が必要な気がして、住民参加などで、行政と住民が一緒になってコミュニケーションを取りながら物事を解決していくという姿勢が必要である。最初は上手くいかないこともあると思うが、そういうことを欧米はやってきていて、何十年もかけて漸くそのレベルまで市民を引き上げてきていると思う。しかし、日本はどうも、市民を下に見ているような感じがあり、どうせできないだろうと、すべてがそうだとは思いますが、本当は市民がもっと積極的に意見を言って良い方式にしていけないといけないはずで、これがいわゆる計画的な戦略的アセスメントだと思っている。代替地の検討は、比較検討を総括的に実施して、予算面も実施して、行政間の話し合いも実施して、決まったことに対して、いわゆるお決まりのアセスメント的なことを実施するのですが、戦略的アセスメントというのはこれを全部ワンパッケージにしてやったらどうかという話である。地域差はあるが、このぐらいの比較評価ができて、それぞれのエリアの皆さんどうお考えですかということ、その段階から、いわゆる市民教育・市民参画で進める。上から目線ではあるが、行政はこんなことを考えている、こういう面でメリットがあり、デメリットもあるが、だったらこの場所の方が良いかなということで、勉強しながら候補地を絞り込んでいく。そのプロセスをある程度の人理解して、次のステップに進んでいくことによって、最終的に大きな批判がないようにして、合理性が得られると思う。最終的に رفتり来たりしなくて済むということで、コストパフォーマンスも良いかもしれない。そういう方向で今後は持っていくべきだと思っている。だから、多少時間がかかっても、行政の負担も大変だと思うが、どこかで踏み切らないと、いつまでたっても市民意識は向上しない。一緒になってやっつけようということ、誰かが言い</p>
--	---

	議長	<p>出さなければ前へ進まないと思う。</p>
	議長	<p>これまでの議論を集約してくれました。市にとっては、新しいごみ処理施設を建設するというのは、一大事業であり、数百億円規模の施設整備となり、財政的な負担も相当大きいので、できるだけ混乱を惹き起こさないように進めたいという意識があつて然るべきである。市民も、無益な争いを起こそうと思っている人は誰もいないと思うので、できるだけ、市民参画で事を進めていければ、これは非常に有益なことだろうと思う。どの時点で市民に参画をお願いするかという課題はあると思うが、高松委員のご意見にあったように、候補地が1か所に絞り込まれる前に、市民参画がスタートした時点で比較検討できるように、数か所の候補地を選定したうえで、それを市民に提示して、意見を募ることも一つの方法だろうと思う。いろいろな意見が出てきたので、事務局もこれらを整理して、これから頭を悩ますことが多くなるかもしれないが、ぜひ本日の審議会で出たご意見を参考に、事業を進めていただきたい。</p> <p>他に、委員の皆様から特段ご発言が無ければ、議題(2)「東松山市ごみ処理基本計画の見直しについて」の審議は、ここまでとする。</p> <p>事務局にお尋ねしますが、審議会後に調べて気になったことなどがあつたとき、別途メールやFAX等で意見を提出することはできるか。</p>
	事務局	<p>2月中であれば、受け付けが可能である。</p>
	議長	<p>では、何かご意見などがあつたときは、2月中にメール、FAX等で事務局へ提出していただきたい。</p> <p>これをもって、令和7年度第3回東松山市環境審議会の審議はすべて終了する。</p> <p>以後の進行は、事務局にお願いする。</p>
	事務局	<p>この後は、事務局から委員への事務連絡となるので、傍</p>

		<p>聴人は退室してください。 (傍聴人が退室する。)</p> <p>事務局にて会議録を作成し、署名委員による内容確認後、市庁舎の情報公開コーナー及び市の公式ホームページで公開することになる。</p>
4 閉 会	事務局	<p>江口部長のあいさつ後、閉会を宣言し、令和7年度第3回東松山市環境審議会を終了した。</p>
<p>上記会議の概要を記載した内容について、相違ないことを証します。</p> <p>令和8年(5)月27日</p> <p>署名委員 <u>中田 幸昌</u></p> <p>署名委員 <u>利根川 清久</u></p>		